全間連第１－72号
令和２年５月13日

各　局間連会長
　　業種別部会長　殿

全国間税会総連合会
会長　大谷　信義

緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）の運営につきまして、ご理解とご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、この度、４月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が成立し、同日施行されたことを踏まえ、国税庁から全間連会長に対して、別添のとおり「緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について」の依頼文書が参りましたので、傘下の各団体及び各会員に対して周知・広報していただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、国税庁では、当該税制上の措置について、各国税局・税務署に対して各単位会に周知するよう指示しているとのことですので、お含み願います。

また、「緊急経済対策における税制上の措置等」につきましては、全間連のホームページにも掲載しておりますので、ご承知置き願います。

令和２年５月１日

全国間税会総連合会
会長　大谷　信義　殿

国税庁長官官房
総務課長　深澤　良光

緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和２年４月 30 日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和２年法律第 25 号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第 26 号）が成立、同日施行され、別紙「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等の一覧」のとおり、各種特例等が措置されたところです。

なお、当該法律により措置された内容を周知するため、弊庁、総務省、厚生労働省の各ホームページに関連ページを設け、「納税の猶予制度の特例」、「厚生年金保険料等の猶予制度について」等に関する資料を更新し、各特例に関する申請書や手続関係を掲載しております。

つきましては、以下のＵＲＬ等を貴総連合会のホームページ・広報誌へ掲載いただくとともに、各種リーフレット等を窓口へ備付けしていただくなど、傘下の各団体及び各会員の皆様に対して広く周知広報いただけるよう御協力をお願い申し上げます。

また、各国税局・税務署から各単位会に対して、当該税制上の措置及び以下のホームページをご案内させていただくよう指示しておりますので、ご承知おき願います。

●国税に関する措置

（国税庁ホームページ）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm
トップページ　＞　新型コロナウイルス感染症に関する対応等について
＞　新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

●地方税に関する措置

（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
トップページ　＞　新型コロナウイルス感染症対策関連　＞　地方行財政　＞　地方税制

●社会保険料に関する措置

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

トップページ　＞　社会保険料の納付等について

（別紙）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等の一覧

（国税関係）

・納税の猶予制度の特例（別添１）
・欠損金の繰戻しによる還付の特例（別添２）
・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（別添３）
・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
・消費税の課税選択の変更に係る特例（別添４）
・特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税（別添５）

（地方税関係）

・徴収の猶予制度の特例
・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
・自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
・住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
・イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

（社会保険料関係）

・厚生年金保険料等の納付猶予の特例
・労働保険料等の納付猶予の特例

財務省・国税庁

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- 納税について誠実な意思。
- 納期限から６か月以内に申請がある。
- 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注）１　担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
　　２　既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- 原則として１年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- 猶予中は延滞税が軽減されます（通常　年 8.9%→軽減後　年 1.6%※）。

※令和２年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予　国税徴収法第 151 条の２

収入が概ね２割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし　　１年間猶予　　無担保

特例猶予の要件

○　以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

①　新型コロナウイルスの影響により、
　令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね２０％以上減少していること。

②　一時に納税することが困難であること。

○　令和２年２月１日から同３年１月３１日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から２か月間に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、
　譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例　新型コロナ税特法第３条

令和２年４月

猶予の申請方法は裏面へ

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

➢ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」をご利用ください。

電話番号はこちら

【受付時間】９：00～17：00（土日祝除く。）

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁ＨＰから入手可能）又は e-Tax を利用ください。

➢ 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センターにお気軽にご相談ください。

➢ 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

○ 特例猶予は納期限までに申請が必要です。

（注）法律の施行から２か月間は納期限後であっても申請できます。

○ 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。

（注）現行猶予は、納期限から６か月以内に申請が必要です。

税務署において所定の審査を迅速に行います

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース１】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース２】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予　国税通則法第 46 条

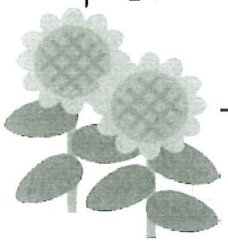

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予　検索

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税の詳細については、総務省のホームページをご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

整理番号								

収受印

納税の猶予申請書

特

税務署長殿

□ 国税局猶予相談センターに相談済みの場合はチェックしてください。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

1 申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）

申請者	住所 所在地	電話番号　（　　）　携帯電話　（　　）	申請年月日	令和　年　月　日
	氏名 名称	印	※税務署整理欄	通信日付印
				申請書番号
	法人番号			処理年月日

納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	附帯税	備考
			・・	円	円	
			・・			
			・・			
	合計			①	②	

新型コロナウイルス感染症等の影響

- □ イベント等の自粛で収入が減少
- □ 外出自粛要請で収入が減少
- □ 入国制限で収入が減少
- □ その他の理由で収入が減少

猶予期間	納付すべき国税の納期限の翌日 から 令和　年　月　日 まで　　月間

2 猶予額の計算（書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。）

（注）会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入及び支出の状況等

令和２年２月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

	項目	令和　年（当年）			前年同月		
		月	月	月	月	月	月
収入	売上	円	円	円	円	円	円
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
支出	仕入						
	販売費/一般管理費						
	借入金返済						
	生活費（※）						
	小計	⑨	⑩	⑪			

収入減少率
1－（③÷⑥） 1－（④÷⑦） 1－（⑤÷⑧） のうち最大のものを記載
%

支出平均額
（⑨＋⑩＋⑪）÷記入月数
⑫　円

※　減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

※　申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

税理士署名押印	印	電話番号	
		□	税理士法第30条の書面提出有

⑵ 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等（⑫ ×6（6か月分））	円	＋	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	円

＝

当面の支出見込額（⑬）	円

⑶ 現金・預貯金残高

	金額		金額
現金	円	預貯金	円

現金・預貯金の合計（⑭）	円

⑷ 納付可能金額

⑭（現金・預貯金残高） －⑬（当面の支出見込額） ＝

納付可能金額（⑮）	円（マイナスの場合は0）

⑸ 猶予を受けようとする金額

（①＋②）納付すべき国税		（⑮）納付可能金額		猶予額
円	－	円	＝	円

3 その他の猶予申請（他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。）

□ この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予（国税徴収法第151条の2第1項）を申請します（※）。

※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度（換価の猶予）により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞税が軽減されます。
（審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。）

《「収入の減少」とは…》

令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べて概ね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与（確定申告を行う必要があるもの）についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入（臨時収入の減少など）については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面（向こう６か月分）の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請していただいた内容は税務署で審査します。
　猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
・ 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、申請先の税務署（徴収担当）にお気軽にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

欠損金の繰戻し還付制度を利用できる法人の範囲が拡大されました

○　これまで、中小企業者等（資本金の額が１億円以下の法人など）が利用可能だった**青色欠損金の繰戻し還付制度**について、**資本金の額が１億円超 10 億円以下の法人も利用可能**となりました

青色欠損金の繰戻し還付制度とは

➢　青色申告書を提出する法人に、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前１年以内に開始した事業年度に**欠損金額を繰り戻して法人税の還付を受けられる**制度です

＜イメージ図＞

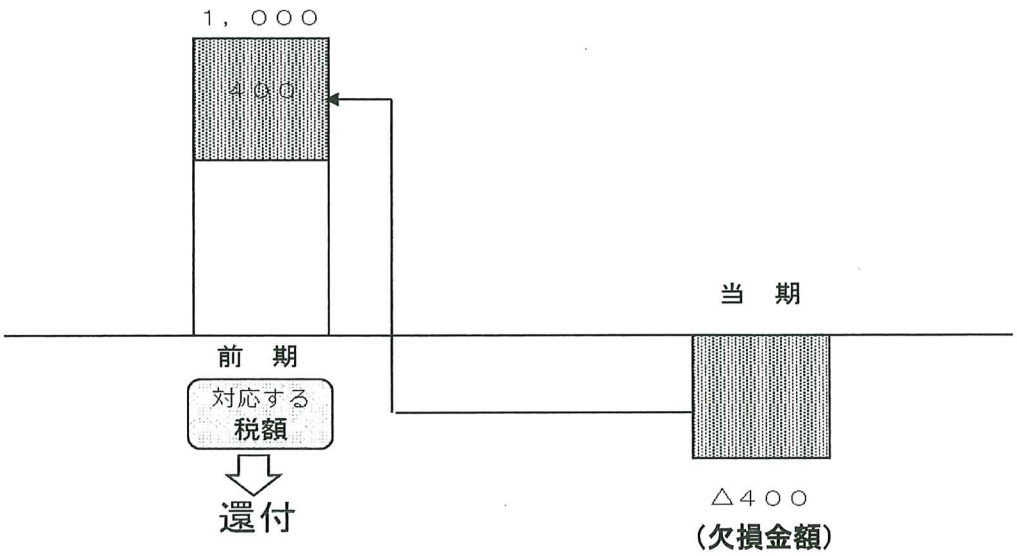

国税庁

法人番号　7000012050002

新型コロナ税特法による欠損金の繰戻しによる還付の特例

- **資本金の額が１億円超 10 億円以下の法人**について青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります

- **令和２年２月１日から令和４年１月 31 日までの間に終了する事業年度**に生じた欠損金額について適用されます

- ただし、大規模法人（資本金の額が 10 億円を超える法人など）の 100%子会社及び 100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます

還付請求の手続

- 還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の**確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出**してください

- なお、新型コロナ税特法により本制度の対象となる法人が、令和２年７月１日前に確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和２年７月 31 日となります

- 新型コロナウイルス感染症の影響で**期限までに申告や還付請求の手続が難しい方につきましては、その期限を個別に延長することが可能**です

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 還付請求書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

（ ホーム ＞ 税の情報・手続・用紙 ＞ 申告手続・用紙 ＞ 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）＞税務手続の案内（税目別一覧） ＞ 法人税 ＞ ［手続名］欠損金の繰戻しによる還付の請求 ）

国税庁 検索

手続の詳細は右の QR コードにアクセス

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

テレワーク等のための設備投資が中小企業経営強化税制の対象になりました

○　これまで、**中小企業経営強化税制**の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、**「テレワーク等のための設備」も対象に追加**されました

＜イメージ図＞

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	テレワーク等のための設備投資が追加 新たな類型（デジタル化設備）
要件	生産性が旧モデル比年平均１％以上向上する設備	投資収益率が年平均５％以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウエア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウエア	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウエア

国税庁

法人番号　7000012050002

中小企業経営強化税制とは

➢ 青色申告書を提出する**中小企業者など**が、**指定期間**内に、**経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等**をした**一定の規模の設備**について、**指定事業**の用に供した場合、**即時償却又は設備投資額の７％（資本金の額が 3,000 万円以下の法人などは 10%）の税額控除をすることができる**制度です

➢ **対象となる設備、経営力向上計画の認定**については、**中小企業庁のホームページをご覧ください**

（中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

➢ ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
➢ 制度の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。
（ ホーム ＞ 税の情報・手続・用紙 ＞ 税について調べる ＞ タックスアンサー（よくある税の質問）＞ 法人税 ＞ №5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除 ）

国税庁 検索

手続の詳細は右の QR コードにアクセス

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

消費税の課税選択の変更に係る特例について

税務署に申請し承認を受けることで、**課税期間開始後**であっても
消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます。

特例の対象となる事業者

➢ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、
令和２年２月１日から令和３年１月 31 日までの間のうち
任意の１か月以上の期間の**事業としての収入**が、
著しく減少（前年同期比概ね 50%以上）している事業者

消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出等の特例

➢ **特例対象事業者**は、**税務署長の承認**を受けることで、**特定課税期間以後の課税期間**について、課税期間の開始後であっても、**課税事業者を選択する（又はやめる）ことができます。**

※ 「特定課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。

※ 特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。

※ 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者等です。

➢ また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、
２年間の継続適用要件等は適用されません。

※ このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認によりその制限を解除する特例が設けられています。

国税庁

法人番号 7000012050002

免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年３月１日から 31 日の１ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和２年３月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合　***（３月末決算法人の場合）***

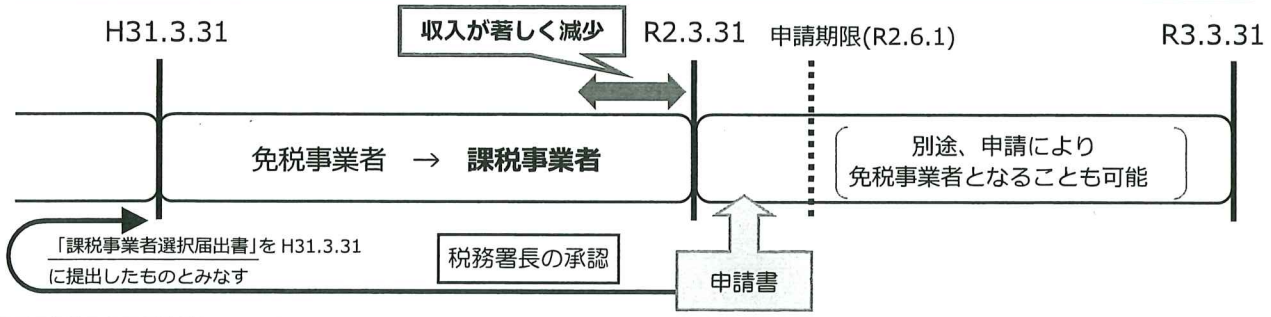

課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和２年９月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年３月１日から 31 日の１ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和２年９月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合　***（９月末決算法人の場合）***

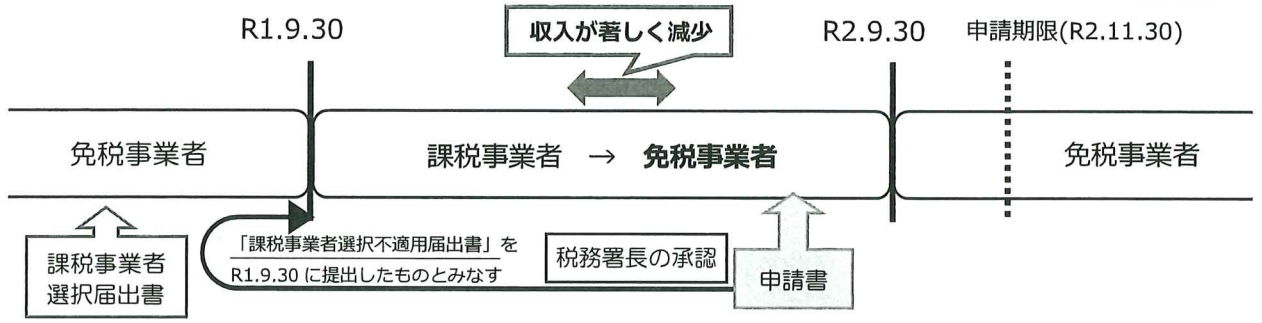

(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者等です。

簡易課税制度の適用に関する特例について

- 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「**災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合**」の特例が設けられています（消費税法 37 条の２）。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁　検索　　詳細は右の QR コードにアクセス

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る**消費貸借契約書**のうち、**令和３年１月 31 日までに**作成されるものについて、**印紙税が非課税**となります。

特定事業者とは

➢ **新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者**をいいます。

非課税措置の対象となる消費貸借契約書

➢ **特定事業者に対して、公的貸付機関等**※1又は**金融機関**※2が**他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付け**に際して作成される**消費貸借契約書**

※１　公的貸付機関等とは、地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。

※２　金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。

国税庁

法人番号　7000012050002

還付申請の手続

➢ 印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、**「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出（※）**し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の**還付を受けることができます。**

※ **提出の際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。**

※ 過誤納となった契約書等（原本）を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類（原本）を提出する必要があります。

※ **契約書等の原本が金融機関等に保管されている場合や、過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類の発行については、借入先の金融機関等にお問合せください。**

※ 「印紙税過誤納確認申請書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

「印紙税過誤納確認申請書」の記載要領

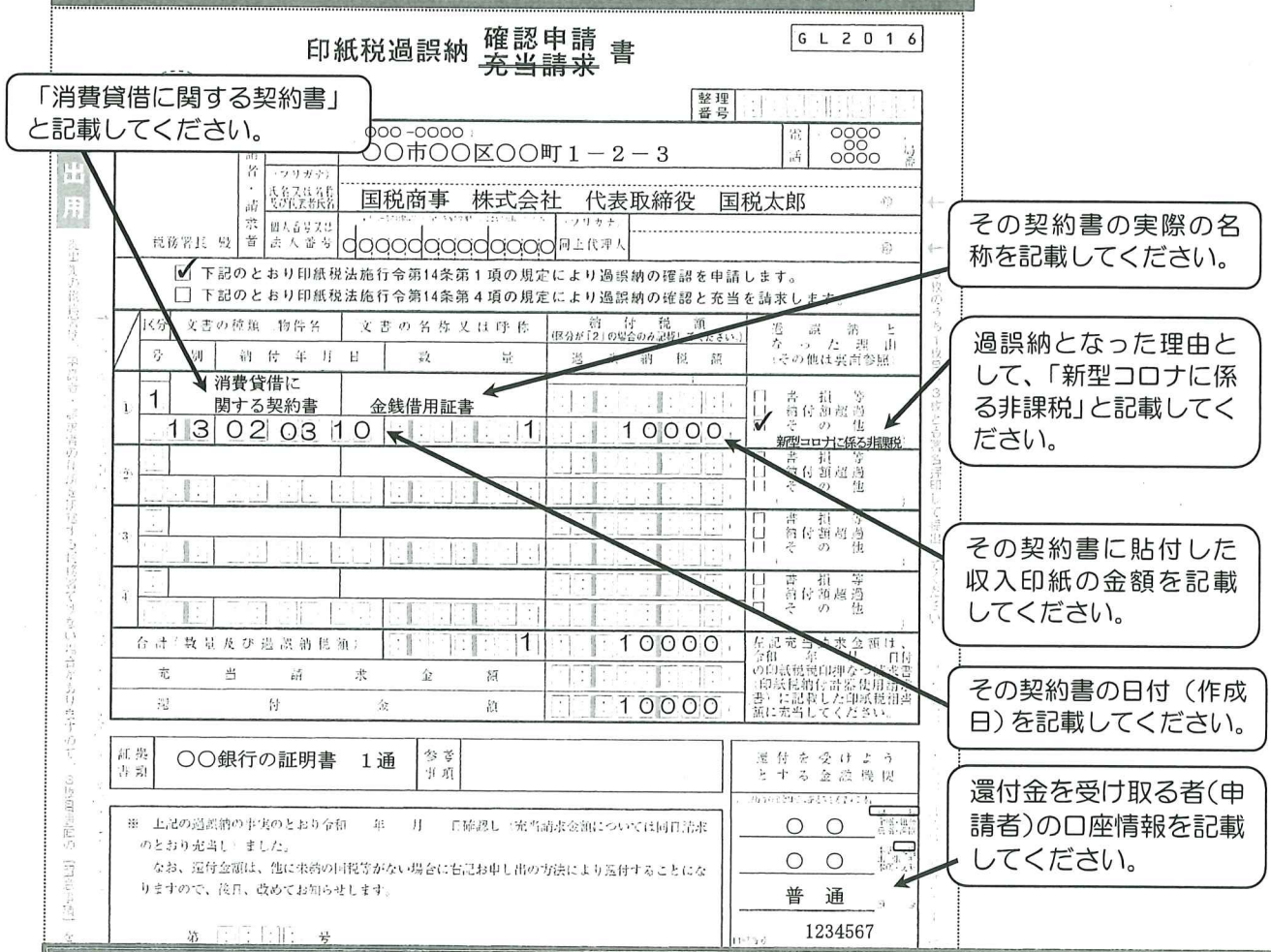

➢ ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
➢ 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁　検索

手続の詳細は右の QR コードにアクセス

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm